

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年1月4日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第1号

鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
鴨川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年鴨川市規則第33号)
の一部を次のように改正する。

別表第8中

「

86	37	52	53	70	51	35	
87	38	52	53	70	51	36	
88	38	52	53	70	51	36	
89	39	53	54	71	52	37	

を

」

「

86	37	52	53	70	51		
87	38	52	53	70	51		
88	38	52	53	70	51		
89	39	53	54	71	52		

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。